

### 簡易生命保険契約の前納払込保険料の改定について

令和5年4月1日以降に適用する前納払込保険料は次のとおりとなります。  
なお、金利水準等が変動した場合は変更することがあります。

月払保険料（窓口払込み）を10,000円とした場合の前納払込保険料は次のとおりです。

[月払保険料 10,000円]

前納払込年月数	改定後	改定前	増減率
3月分	29,400円	29,400円	0.00%
6月分	58,500円	58,500円	0.00%
1年分	116,500円	116,500円	0.00%
2年分	232,900円	232,900円	0.00%
5年分	582,100円	582,100円	0.00%
10年分	1,163,500円	1,164,100円	▲0.05%
15年分	1,729,400円	1,739,700円	▲0.59%
20年分	2,264,700円	2,298,300円	▲1.46%
30年分	3,269,900円	3,376,100円	▲3.15%

なお、昭和62年8月31日以前にご加入いただいた保険契約（年金保険契約を除きます。）  
については、変更はありません。

○お問い合わせ先

かんぽコールセンター

電話：0120-552-950

受付時間：平日 9:00～21:00

土・日・休日 9:00～17:00

（1月1日から3日を除きます。）

※ 携帯電話・PHSからもご利用いただけます

※ 個別のご契約に関するお問い合わせは、契約者ご本人  
さまからのお電話をお願いいたします

※ 上記受付時間は、新型コロナウイルスの感染拡大防止  
のため、変更となる場合があります。

○かんぽ生命ホームページ

[「前納払込保険料シミュレーション」](#)